

手術給付金のお支払い



お支払い
できる場合

「皮下腫瘍」のため、
「**皮膚、皮下腫瘍摘出術**」を受けた場合

▶ 公的医療保険が適用される手術のため、手術給付金をお支払いします。
(2022年4月現在)



お支払い
できない場合

「近視」矯正のため、
「**レーシック手術**」を受けた場合

▶ 公的医療保険が適用されない手術のため、手術給付金をお支払いできません。
(2022年4月現在)



お支払い
できない場合

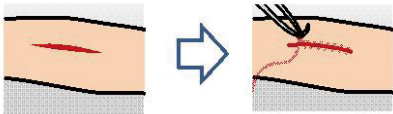
「親知らず」を抜くため、
「**抜歯手術**」を受けた場合

▶ 約款で支払対象から除外されている手術のため、手術給付金をお支払いできません。

解 説

- 手術給付金のお支払いの対象となる診療行為は、診療行為を受けられた時点の医科診療報酬点数表によって、手術料の算定対象として列挙されている診療行為であることが必要です。
- 医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている診療行為でも、以下の場合にはお支払いの対象となりません。
 - ・ 創傷処理または小児創傷処理
 - ・ 皮膚切開術または鼓膜切開術
 - ・ デブリードマン
 - ・ 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 - ・ 外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術
 - ・ 鼻腔粘膜焼灼術または下甲介粘膜焼灼術
 - ・ 抜歯手術

参考 「創傷処理」と「皮膚切開術」

手術名	創傷処理	皮膚切開術
	切り傷の傷口を縫い合わせた。	皮膚等にできた膿瘍を皮膚切開して排出した。
手術例とイメージ		



● 2011年4月1日以前にご加入の場合は、お支払いするための要件が異なりますので、ご注意ください。